# 業務説明書

本入札に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和6年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするほか、令和6年度本予算成立時期が大幅に遅れた際には契約締結を行わない場合があることを条件とするものとする。

- 1 手続開始の公示日 令和6年1月12日
- 2 契約担当官等 支出負担行為担当官 東北農政局長 前島 明成
- 3 担当部局 〒980-0014

宮城県仙台市青葉区本町3-3-1仙台合同庁舎A棟

東北農政局農村振興部設計課技術審査第1係

電話 022-263-1111 (内線 4452)

## 4 業務概要

(1)業務の目的

本業務は、角田丸森地区の事業計画策定のため、小田排水機場の基本設計を行うものである。

#### (2)業務内容

ア	調査業務	・ボーリング (オールコア)		2 孔(L=78.01m)
		・ボーリング(ノンコア)		2 孔(L=56.10m)
		・標準貫入試験		77 回
		• 現場透水試験		2か所
		・孔内載荷試験(プレッシャーメータ	'一試験)	2か所
		・サンプリング		21 試料
		• 解析業務		1式
		• 一般調査業務		1式
		• 室内試験		1式
		・足場仮設(平坦足場)0.3m以下		2か所
イ	測量業務	• 基準点測量		
		3級基準点測量	新設点	5 点
				(うち永久標識設置 5点)
		4級基準点測量	新設点	67 点
				(うち永久標識設置なし)
		3級水準点測量	L=	16.9km
		• 路線測量		
		作業計画		1式
		現地踏査	L=	0.50km
		線形決定	L=	0.50km
		中心線測量	L=	0.50km
		横断測量	L=	0.50km
		• 現地測量		

 $A = 0.18 \text{km}^2$ 

1式

エ 現地調査 あり

現地測量

ウ 設計業務 ・ポンプ場基本設計

オ 貸与資料 特別仕様書(案)による。

(3)業務の詳細

別添、業務請負契約書(案)、特別仕様書(案)のとおり。

- (4) 履行期限 令和7年1月20日
- (5) 入札契約方式 簡易公募型プロポーザル方式
- (6)業務量の目安

本業務の参考業務規模は、60百万円程度(税込み)を想定している。

- (7) 本業務は、業務説明書及び技術提案書提出要請書の交付、参加表明書及び技術提案書の提出 及び受領に係る確認並びに見積について原則として電子入札システム(以下「電子入札方式」 という。) で行う対象業務である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方 式(持参又は郵送)の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得たものは、紙入札方式に代えるこ とができる。
- (8) 本業務は参加表明時に参加表明書総括表を提出する試行対象業務である。
- (9) 本業務は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する業務である。
- 5 競争参加資格、選定基準及び評価基準
- (1) 技術提案書の提出者に要求される資格要件
  - ア 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。)第 70 条の規定 に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- イ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 東北農政局における令和5・6年度一般競争参加資格(指名競争)の測量・建設コンサルタント等のうち「A等級」で「建設コンサルタント」の競争参加資格の認定を受けている者であること。
- エ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。なお、ウの認定を受けた後にこれらの手続開始が決定された者にあっては、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争入札参加資格の再認定を受けている者であることを要する。
- オ 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経 第 1314 号農林水産省大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力 団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事 等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- カ 北農政局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (2) 資本関係又は人的関係に関する要件

参加表明書及び技術提案書を提出しようとする複数の者の間に、アからウまでの各項目のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記に該当する場合において、参加表明書の提出者を決めるために当事者間で連絡を 取ることは、東北農政局随意契約見積心得第3条の2の規定に抵触するものではない。

#### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- (ア)子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

ただし、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する 再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第 7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
  - ・会社法第2条第 11 号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員で ある取締役
  - ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
  - ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
  - ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。) の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行 しないこととされている社員を除く。)
- d 組合の理事
- e その他業務を執行するものであって、aからdまでに掲げる者に準ずる者。
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下、「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他ア又はイと同一視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

# (3) 配置予定技術者の資格要件

# ア 管理技術者

以下のいずれかの資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有するもの(大学卒業後18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有する者をいう。以下、同じ)であること。

- (ア) 技術士(技術部門:総合技術監理部門、選択科目:農業-農業土木)
- (イ) "(技術部門:総合技術監理部門、選択科目:農業-農業農村工学)
- (ウ) "(技術部門:農業、選択科目:農業土木)
- (工) "(技術部門:農業、選択科目:農業農村工学)
- (才) 博士(農学)
- (カ)農業土木技術管理士
- (キ) シビルコンサルティングマネージャ(農業土木)

# イ 照査技術者

以下のいずれかの資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有するもの(大学卒業後 18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有する者をいう。以下、同

- じ) であること。
- (ア) 技術士(技術部門:総合技術監理部門、選択科目:農業-農業土木)
- (イ) 〃 (技術部門:総合技術監理部門、選択科目:農業-農業農村工学)
- (ウ) "(技術部門:農業、選択科目:農業土木)
- (エ) リ (技術部門:農業、選択科目:農業農村工学)
- (オ) 博士 (農学)
- (カ)農業土木技術管理士
- (キ) シビルコンサルティングマネージャ(農業土木)

#### (4) 当該業務部門

当該業務部門は、排水機場における構想・基本設計である。(AGRIS 業務分類:排水機場(大分類)構想・基本設計(中分類))

- (5) 技術提案書の提出者を選定するための基準(別添1参加表明者選定基準参照)
  - ア (1) に示す技術提案書の提出者に求められる資格要件に加え、別添1に示す参加表明者 選定基準に記載されている評価項目の何れかが選定しないと評価された場合は、技術提案書 の提出者として選定しない。
  - イ 予定照査技術者の資格が(3)イに示す資格要件に該当しない場合は、技術提案書の提出 者として選定しない。
  - ウ 企業評価項目

(評価の着目点)

- ・競争参加資格の認定
- ・ 当該業務部門の技術者の存在
- ・過去 10 年間(前年度までの過去の 10 年間。以下、同じ。)の1件当たり5百万円以上の当該業務部門の業務実績、業務成績
- ・当該年度を含む過去3年間の納品後における重大な設計ミスの発覚等による契約不適合 の有無
- ・過去3年間の管内における地域貢献活動への支援
- ・過去3年間における災害協定等に基づく活動実績
- ・再委託の内容及び分担業務の構成員
- ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る認定の取得状況等
- 工 予定管理技術者評価項目

(評価の着目点)

- ・技術者資格、その専門分野
- ・過去 10 年間の 1 件当たり 5 百万円以上の当該業務部門の業務実績又は実務経験、業務成績
- ・農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組状況
- ・過去5年間の表彰経験の有無
- ・1件当たり1千万円以上の管理技術者としての手持ち業務の件数及び手持ち業務契約総額
- オ 支出負担行為担当官は、上記の基準により、技術提案書の提出者を最も評価の高い者から 7位の者までを選定する。参加者が7者に満たない場合、又は7位までの者が7者を超える 場合は7位以内全ての者を選定する。
- (6) 技術提案書を特定するための評価基準(別添2技術提案書特定基準参照)
  - ア 予定管理技術者の技術力 (資格要件及び業務執行技術力等)

(評価の着目点)

- ・技術者資格、その専門分野
- ・過去 10 年間の 1 件当たり 5 百万円以上の当該業務部門の業務実績又は実務経験、業務成績
- ・農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組状況

- ・過去5年間の表彰経験の有無
- ・1件当たり1千万円以上の管理技術者としての手持ち業務件数及び手持ち業務契約総額

#### イ 予定照査技術者

(評価の着目点)

・技術者資格、その専門分野

#### ウ 実施方針

(評価の着目点)

- ・農業農村整備事業及び角田丸森地区(旧角田二期地区)に対する理解度、地域条件や排水条件など地域特性の把握、業務の目的・内容等に対する理解度
- ・業務実施に当たっての前提条件、留意点等の把握及び検討内容、検討手法の的確性
- ・新たな視点での解析・検討やVE・コスト縮減、環境との調和への配慮などの創意工夫

#### エ 実施手順・体制

(評価の着目点)

・業務実施上の課題の優先度に配慮した実施手順、業務の目的、内容に見合った技術者配置体制

# オ 特定テーマ

(評価の着目点)

・地形、環境、地域特性などの与条件、技術的知見、類似実績からみた成果の確実性

#### 6 参加表明書及び技術提案書の作成、提出等

5 (1) ウに掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。参加表明書提出時に参加資格の登録を申請中の者は、申請書類写し一式を提出すること。

また、参加表明書の提出者が、本業務説明書を入札公示に示す交付期間、場所及び方法により交付を受けた事実が確認されない場合は、当該参加表明書を無効とし、非選定とする。

なお、提出期間までに参加表明書を提出しなかった者及び技術提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できない。

#### (1) 参加表明書

ア 提出期間 別表1①に示す日時

イ 提出先 〒980-0014

宮城県仙台市青葉区本町3-3-1仙台合同庁舎A棟東北農政局総務部会計課事業経理調整係電話 022-263-1111 (内線 4227)

#### ウ 提出方法

本業務は参加表明時に参加表明書総括表を提出する試行対象業務であり、参加表明書総括表(様式13)に記載のうえ、参加表明書と合わせて提出すること。

また、参加表明書及び技術提案書を提出しようとする複数の者の関係において、資本関係 又は人的関係がないことを確認するため、5 (2) に掲げる資本関係又は人的関係がある者 に関する情報について、**別添3** - ③に記載し申告すること。なお、別添3 - ③により申告 した関係者が本業務の参加表明書及び技術提案書を提出した場合には、当該業務の参加表 明書及び技術提案書を無効とする。また、このことにかかる異議申立ては、一切受け付け ない

#### (ア) 電子入札方式の場合

業務説明書に示す参加表明書一式を電子入札方式により提出期間内に送付するものとする。

提出様式は一括して PDF ファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が 10MB を超えないものとする。ただし、参加表明書総括表 (様式 13) はファイル形式「Microsoft Excel」によるものとする。 (電子入札方式では、提出できるファイル数が 1 ファイルに制限され

ているため、複数のファイルを圧縮 (1zh 形式等) して、1 つのファイルで提出すること。) なお、添付資料等により合計容量を超過する場合は、様式1及び様式13を電子入札方式により提出し、その他の資料については紙によりイの提出先に持参、郵送(書留郵便に限る。)、民間事業者による信書の送達に関す法律(平成14年法律第99号)第2条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「特定信書便」という。)のいずれかの方法にて提出するものとする(提出期間内必着)。電送又は電子メールによるものは受け付けない。

#### (イ) 紙入札方式の場合

業務説明書に示す参加表明書一式を提出期間内にイの提出先に持参、郵送(書留郵便に限る)、特定信書便のいずれかの方法で提出すること(提出期間内必着)。併せて、参加表明書総括表(様式13)(ファイル形式「Microsoft Excel」)をCD-R に収めて提出場所へ提出すること。電送又は電子メールによるものは受け付けない。

#### 工 提出部数

参加表明書の提出部数は、1部とする。

オ 選定結果の通知方法・時期

参加表明書の選定・非選定結果については、別表1②に示す日までに書面にて通知する。

- カ 記載上の留意事項
- (ア) 企業の有資格者登録

企業の競争契約参加資格者登録の有無

(イ) 有資格技術者数

企業に所属する有資格技術者について資格の種類、部門(選択科目等)ごとに人数を記載する。

- (ウ)企業の過去 10 年間の当該業務部門実績 契約金額 5 百万円以上の当該業務部門の業務を記載する。
- (エ) 企業の地域貢献活動への支援
  - ・表彰には、管内での過去3年以内に受けた優良工事等表彰における地域貢献活動の表彰 実績を記載する。
  - ・地域活動に対する取組状況には、過去3年間の管内における地域貢献活動(農地・農業 用水等の資源保全、造成施設の保全管理、農村環境保全、住民参加型直営施工、耕作放棄 地解消活動、農村地域防災活動等)に対して企業としての継続的な支援実績又は災害活動 実績内容を記載する。なお、継続的な支援実績とは、年1回以上の地域貢献活動を連続し た2カ年以上にわたり継続的に実施していることをいう。
- (オ) 企業の災害対応活動の実績

過去3年間の土地改良施設等に係る災害協定等に基づく活動実績内容を記載する。

(カ) ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る認定の取得状況等

各認定で該当するものがある場合、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写し)を添付すること。なお、外国法人については、内閣府による認定等確認通知書の写しにより確認する。

対象となる認定は以下の通り。

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)に基づく認定等(えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等)(女性活躍推進法第9条又は第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(第9条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定・届出している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。
- ・次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)に基づく認定(くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業)(次世代法第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。)
- ・青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。)に基づく認定(ユースエール認定企業)に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。)

## (キ) 予定管理技術者の経歴等

- ・ 予定管理技術者について、経歴等を記載する。
- ・ 契約金額5百万円以上の当該業務部門の管理技術者としての業務実績及び当該業務部 門の業務をマネジメントした実務経験を記載する。

なお、当該業務部門の業務をマネジメントした実務経験とは、地方農政局請負工事等 監督要領第3号に示す総括監督職員又は主任監督職員の経験又はこれと同等程度の経験 をいう。

また、前述の業務実績、実務経験がない場合で、当該業務部門の担当技術者としての実績がある場合はその実績を記載する。

- ・ 農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組状況を記載する。
- ・ 表彰には、過去5年間に受けた表彰暦として、当該業務部門に関連する農林水産大臣 ・農村振興局長・地方農政局長表彰、技術者表彰(農業農村工学会、農業土木技術研究 会、全国農村振興技術連盟)を記載する。
- ・ 手持ち業務は、翌年度の4月1日において履行中の管理技術者としての契約額1千万円以上の全業務(発注者が他国、他機関の業務を含む。)を記載する。国庫債務負担行為に係る契約の場合は当該年度の支払限度額とする(最終年度は契約額から支払済額を差し引いた金額とする。)

なお、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」(元予第2210号大臣官房参事官(経理)通知。)に基づき一時中止等を行ったことにより翌年度の4月1日に完了していない業務については手持ち業務量とは数えないものとするが、対象の是非は発注者において判断するため、これらの業務を含め全ての手持ち業務を記載すること。

## (ク)業務実施体制

他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、その内容を記載するとともに、備考欄にその理由(企業の技術的特徴等)等を記載すること。なお、再委託先又は協力先が明らかな場合は併せて記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

#### キ 参加表明書総括表

参加表明者選定基準に示す企業評価及び予定管理技術者評価について評価項目ごとに申請内容、評価及び評価点を記載する。

#### (2) 技術提案書

ア 提出期間 別表1③に示す日時

イ 提出先

6 (1) イに同じ。

ウ 提出方法

(ア) 電子入札方式の場合

業務説明書に示す技術提案書一式を電子入札方式により提出期間内に送付するものとする。

提出様式は一括して PDF ファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が 10MB を超えないものとする。

なお、添付資料等により合計容量を超過する場合は、様式1を電子入札方式により提出 し、その他の資料については紙により持参、郵送(書留郵便に限る。)、特定信書便のい ずれかの方法で提出するものとする(提出期間内必着)。電送又は電子メールによるもの は受け付けない。

# (イ) 紙入札方式の場合

業務説明書に示す技術提案書一式を提出期間内にイの提出先に持参、郵送(書留郵便に限る。)、特定信書便のいずれかの方法にて提出を行うこと(提出期間内必着)。電送又は電子メールによるものは受け付けない。

# 工 提出部数

技術提案書の提出部数は、1部とする。(ただし、紙による提出の場合は3部とする。)

#### オ 提出の辞退

技術提案書の提出者として選定された者には選定結果通知とともに技術提案書提出要請書の送付を行うので、技術提案書の提出を辞退する場合は提出辞退届(別添5)を要請書に示す期日までに提出すること。

- カ 技術提案書のヒアリングの有無 無
- キ 特定結果の通知方法・時期

技術提案書の特定・非特定結果については、別表1④に示す日までに書面にて通知する。

ク 記載上の留意事項

#### (ア) 全般

- ・簡潔に取りまとめ、全体のページ数は、5ページ程度(参考見積除く)を目安とする。
- ・技術提案書は、調査、検討及び設計業務における具体的な取組方法等について提案を求めるものであり、業務成果の一部を求めるものではないこと。
- (イ) 予定管理技術者の経歴等
  - (1) カ (キ) と同じ。
- (ウ) 業務の実施方針等

業務の実施方針・実施方法については、A4用紙2ページとし、具体的に記載する。なお、これを超えた場合には全て評価しない。

(エ) 特定テーマに対する技術提案

テーマに対する技術提案については、A4判1ページとし、具体的に記載する。なお、これを超えた場合には全て評価しない。

特定テーマは次のとおりとする。

本業務で基本設計を行う小田排水機場の整備水準は、30年に1回程度までの降雨強度においても、農地の湛水被害を軽減できる規模とすることで考えている。

このため、10年に1回程度までの降雨強度に対応する排水機場と比較して、小田排水機場の施設規模は大きくなることから、設計計画の比較検討に当たっては、設置目的、条件及び稼働形態等を踏まえて、施設建設費用のみならず、将来の維持管理等を含め最適な施設整備となるよう、ライフサイクルコストを意識した概定比較が重要となる。

よって、<u>「維持管理等を意識した排水機場の概定比較を行ううえでの留意点」</u>を特定テーマとする。

#### (オ) 参考見積の提出

技術提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る見積を提出すること。 ただし、その扱いは、積算の際の参考にのみ用いるものとする。

# (3) その他留意事項

ア 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- イ 提出された参加表明書は、返却しない。
- ウ 技術提案書が特定されなかった場合に、技術提案書の返却を希望する者は、その旨を技術 提案書の提出文書に明記すること。なお、返却を希望する旨の記載がない場合は、返却要請 の意志がないものとみなす。
- エ 提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特 定以外に提出者に無断で使用しない。
- オ 提出期限日以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- カ 参加表明書及び技術提案書に記載した予定管理技術者及び予定照査技術者は、原則として 変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により 変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- キ 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び技術提案書を無効 とするとともに、東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領(平成15年9月1日付け15

#### 7 非選定理由の説明等

## (1) 非選定理由の説明

ア 支出負担行為担当官は、参加表明書を提出した者のうち技術提案書の提出者として選定しなかった者に対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を書面により通知する。

イ アの通知を受けた者は、支出負担行為担当官に対して非選定理由について、次に従い書面 (様式自由)により説明を求めることができる。

(ア) 受付期間

アの通知をした日の翌日から起算して5日(行政機関の休日を除く。)後の午後5時まで

(イ) 受付場所

3に同じ。

(ウ) 提出方法

書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送等によるものは受け付けない。

ウ 支出負担行為担当官は、非選定理由の説明を求められたときは、イ (ア) の受付期間の翌日から起算して5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

#### (2) 非特定理由の説明

ア 支出負担行為担当官は、技術提案書を提出した者のうち技術提案書を特定しなかった者に 対して、技術提案書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由(以下「非特定理由」とい う。)を書面により通知する。

イ アの通知を受けた者は、支出負担行為担当官に対して非特定理由について、次に従い書面 (様式自由)により説明を求めることができる。

(ア) 受付期間

アの通知をした日の翌日から起算して7日(行政機関の休日を除く。)後の午後5時まで。

(イ) 受付場所

3に同じ。

(ウ) 提出方法

書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送等によるものは受け付けない。

ウ 支出負担行為担当官は、非特定理由の説明を求められたときは、イ (ア) の受付期間の翌日から起算して10日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

#### 8 業務説明書に関する質問の受付及び回答

(1)業務説明書に対する質問は、次に従い文書により提出すること。なお、文書には回答を受け付ける窓口担当の部署、氏名、電話番号を併記すること。

ア 受付期間 別表1⑤に示す日時

イ 受付場所

3に同じ。

ウ 提出方法

別添 6 (ファイル形式「Microsoft Word」)に記載の上、下記のアドレスに電子メールにより送信すること。また、電子メール送信後はその旨を電話にて連絡し、必ず着信確認をすること。

E-mail: shitsumon-setsumei@maff.go.jp

- (2) (1) の質問に対する回答は、質問を受理した日の翌日から起算して7日(行政機関の休日を含まない。)以内に電子入札方式(又は電送等)により行うほか、次のとおり閲覧に供する。 ア 閲覧期間 別表1⑥に示す日時
  - イ 閲覧場所

3に同じ。

#### 9 貸与資料の閲覧

特別仕様書第2-6条に示す貸与資料については、閲覧可能とする。

閲覧期間については、別表1⑦に示す日時とするので、閲覧を希望する場合は、3に示す担当 部局等に事前に連絡すること。

ただし、「令和5年度 地域整備方向検討調査 角田二期地域統合排水機場基本設計その他業務」報告書及び「令和5年度 地域整備方向検討調査 角田二期地域小田排水機場他構想設計業務」報告書については、業務期間中であるため閲覧ができない。

閲覧方法についてはデータでの閲覧とし、CD-R等で貸与するので閲覧の際は余裕を持って連絡すること。

#### 10 業務の成果品質確保対策について

契約後業務着手時及び最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受発注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省WEBサイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

#### (1)業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を 開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- (ア) 作業条件・前提条件
- (イ) 業務計画の妥当性
- (ウ) スケジュール
- (工) 設計変更内容
- (オ) その他

イ 会議の開催については、監督員が指示するものとする、なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じて設計変更で計上する。

# (2) 合同現地調査

管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員等が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。

#### (3) 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身から照査報告を実施できるものとする。

(4) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に関する「工事の施工効率向上対策」(農水省 WEB サイト)による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。

なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応するものとする。

(5)業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

#### 11 その他

(1) 契約書作成の要否 要 (別冊「業務請負契約書 (例)」により作成する。) なお、契約日は、令和6年度予算成立日以降とする。

# (2) 契約保証金

納付(保管金の取扱店 日本銀行仙台支店)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の 取扱店 日本銀行仙台支店)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁東北農政 局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。

(3) 当該業務に直接関連する他の設計業務の請負契約を当該業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

- (4) 関連情報を入手するための照会窓口 3に同じ。
- (5) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位 契約の手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量 法(平成4年法律第51号)によるものとする。

#### (6) 支払条件

公共工事の前払金前金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)における保証契約を締結した場合の前金払の割合は、契約金額の3割以内とする。

なお、令和6年度においても東日本大震災に伴う前払金の特例措置を継続する場合には、 令和6年度にかかる「公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保 証に係る公共工事の代価の前金払について」等により示される割合を限度とする。

#### (7)入札に関する手続の中止

分任支出負担行為担当官が中止の必要があると認めた場合は、入札に関する手続を中止する。その場合、中止に関する公示及び競争参加者に対して通知を行う。

なお、その場合、公示内容等を検討して再度入札公示を行うことがある。

#### (8) 電子契約システムについて

ア 本件は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務 である。

イ 電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、紙契約方式への変 更承諾願(別添7)を提出しなければならない。

ウ 電子契約システムに障害等やむ得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更する場合がある。

#### (9) 契約の制限

本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本、人事面 等において関連があると認められる建設会社又は製造会社については、本業務に係る工事の 入札契約手続きに参加することができないものとする。

#### (10) 保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等(契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。)の提出又は寄託に代えて電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置(以下「電磁的方法による提出」という。)を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス(電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。)上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報(電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号という。)及び認証情報(電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。)を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

### (11) 入札する企業における人権尊重の確保について

入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

その他の入札に関する事項については入札心得によるものとする。

#### (12) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容(日時、相手方氏名及び働きかけの内容)を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会(以下「委員会」という。)に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

発注者綱紀保持対策の詳細は、当省のホームページによる。

(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403\_jigyousya.pdf)

(不当な働きかけ)

- ア 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- イ 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ウ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- エ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- オ 公表前における技術提案書の評価点に関する情報聴取
- カ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- キ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ク その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

#### 別表 1

1	参加表明書の提出期間	令和6年1月15日から令和6年1月23日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時までただし、最終日については午前11時30分までとする。
2	選定結果の通知時期	令和6年2月6日
3	技術提案書の提出期間	令和6年2月7日から令和6年2月27日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時までただし、最終日については午前11時30分までとする。
4	特定結果の通知時期	令和6年3月27日
(5)	質問受付期間	令和6年1月15日から令和6年2月16日まで 持参する場合は、上記期間(行政機関の休日を除く。)の午前 9時から午後5時まで ただし、最終日については午前11時30分までとする。
6	質問受付回答閲覧時期	令和6年1月15日から令和6年2月26日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
7	貸与資料の閲覧期間	令和6年1月15日から令和6年2月26日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

<sup>|</sup> 注) 「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日をいう。

# 参加表明者選定基準【簡易公募型プロポーザル方式】

国営土地改良事業地区調査 角田丸森地区小田排水機場基本設計その他業務

			<u> </u>	1		評 価			
平価対象	評価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳	評価点	А	評	評価点	С	備考
企業評価	<u> </u>								
企業評価	資格要件	有資格者登録	競争参加資格の認定	-	-	1 資格登録されている	選定しない	資格登録されていない	
		技術者資格	当該業務部門の技術者の存在	3	技術士 (総合技術監理部門 (農業一農業土木又 は当該業務に該当する技術部門の選択科目)、 農業部門(農業土木)又は当該業務に該当する 技術部門の選択科目)、博士(当該業務に関連 する学術部門)、農業土木技術管理士、(当該 業務部門に限る)、その他資格者 (当該業務部 門に限る)が6名以上存在	2 技術士 (総合技術監理部門 (農業一農業土木又 は当該業務に該当する技術部門の選択科目)、農業部門 (農業土木) 又は当該業務に該当する技術部門の選択科目)、博士 (当該業務に関連する学術部門の選択科目)、博士 (当該業務に関連する学術部門に限る)、その他資格者 (当該業務部門に限る) が2名以上存在	定しない	A、Bに該当しない	その他資格者の内訳(シピルコンサルテイングマネージャ(RCCM:農業土木)又は、これと同等の能力と経験を有する技術者 技術者の人数評価は、「技術士」及び「博士」を1人につき2人、それ 以外を1人として算出する。 なお、複数の資格を有する者がいる場合、最も評価点の高い資格のみを 計上すること。
	専門技術力		過去10年間(前年度まで)の 当該業務部門の業務実績(国 営以外の農業農村整備事業を 含む)	2	当該業務部門の業務実績が5件以上ある	1 当該業務部門の業務実績が1~4件ある		当該業務部門の業務実績がない	- 評価における件数は、最近の完了順に10件までとする。なお、10件に満たない場合は、その全てを対象とする。 ・当該業務部門とは、業務説明書本文で示す業務。 ・参加表明者のうち、C評価以外のものを対象に上位(下位)を決定する ものとし、対象者数が奇数の場合にあってはグループ分した際の中間の者
			過去10年間(前年度まで)の 当該業務部門の業務の平均成 績(国営の農業農村整備事業 のみ)	2	当該業務部門の業務の平均成績が参加表明者の 上位 1 / 2 グループ	1 当該業務部門の業務の平均成績が参加表明者の下位1/2グループ		当該業務部門 の業務実績がない	は下位グループとする。(但し、中間の者が直上位の平均成績と同点であった場合は上位グループとする。) ・業務成績については、業務成績評定通知に示す「業務評定点」である。
			納品後における重大な設計ミスの発覚等による契約不適合 の有無	_	-	1 右に該当しない		より、設計のやり直し又は	・「重大な設計ミス」とは、管内国営事業(務)所が発注する業務において、当該年度を含め過去3カ年(基準日:参加表明書申請の提出期限の最終日)にダム、頭首工及び橋梁等の重要構造物の設計又は機能・構造に関わるもので事業推進に弊害をきたしたもの、又は人身に危害を及ぼしたもの等。
			過去3年間(前年度まで)の 管内における地域貢献活動へ の支援	2	「優良工事等表彰」における地域貢献活動の表 彰実績有り	1 管内における農地・農業用水等の資源保全、造成施設の保全管理、農村環境保全、住民参加型 直営施工、耕作放棄地解消活動、農村地域防災 活動等に対して企業としての継続的な支援実績 又は災害活動実績有り		地域への貢献に対する取組 み実績(過去3年間)がない	・地域への貢献に対する取組み実績(過去3年間)がない場合は評価しない(0評価)。 緊急事態宣言が発動された年において、活動に支障が生じた場合にあっては、継続的な支援実績の対象期間から除くことができるものとし、「過去3年間」を「緊急事態宣言が発動された年を除く過去3年間」と読み替えることができるものとする。
		業務執行能力	過去3年間(前年度まで)に おける災害協定等に基づく活 動実績	1	土地改良施設等を対象とした災害協定等に基づく活動実績がある。			災害協定等に基づく活動実 績(過去3年間)がない	災害協定等に基づく活動実績とは、 ・国(地方農政局等)との間に締結した土地改良施設等に係る災害協定に 基づく要請を受けて実施した災害活動実績 ・被災自治体からの要請を受け、国から団体等に対して行った協力依頼に 基づき実施した災害活動実績 をいう。 活動実績(過去3年間)がない場合は評価しない(0評価)。
	業務の実施体 制	業務の実施体 制の妥当性	再委託の内容及び分担業務の 構成員	-	_	1 右に該当しない		業務の主たる内容を再委託 する場合	様式7に再委託の記載がない場合は、「B評価」とする。
	フ・バランス		ワーク・ライフ・パランス等 推進に係る認定の取得状況等	0. 5	次に掲げるいずれかの認定等を受けている。 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する 法律(平成27年法律第64号。(以下「女性活躍 推進法」という。))に基づく認定等(えるぼ し・ブラナナスるほと認定企業等)※1 ・次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第 120号(以下「次世代法」という。))に基づ く認定(くるみん・ブラチナくるみん・トライ くるみん認定企業) ※2 ・青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45 年法律第98号(以下「若者雇用促進法」とい う。))に基づく認定(ユースエール認定企 業)※3		0	Aに該当しない	※1 女性活躍推進法第9条又は第12条の規定に基づく認定を受けている企業 (第9条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすもの! 限る。) 両法第9条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないも のに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの! 限る。)をいう。 ※2 次世代法第13条又は第15条の2の規定に基づく認定を受けている企業。 ※3 若者雇用促進法第15条の規定に基づく認定を受けている企業。

# 参加表明者選定基準【簡易公募型プロポーザル方式】

国営土地改良事業地区調査 角田丸森地区小田排水機場基本設計その他業務

	in two are to		57 F - W - 5 - 5 -	雪亚		靈	評 価	郵	1	
象	評価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳	評価点	А	価点	В	評価点	С	備考
5者評	価〉									
評価	資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野	3	技術士 (総合技術監理部門(農業一農業土木又は当該業務に該当する技術部門の選択科目) 農業部門(農業土木)又は当該業務に該当する 技術部門の選択科目)、博士(当該業務に関連 する学術部門)		農業土木技術管理士、その他資格者(当該業務 部門に限る)	選定しない		その他資格者の内訳 (シビルコンサルテインヴマネージャ (RCCM: 農業土木) 又 同等の能力と経験を有する技術者 ※当該業務部門に該当する技術部門 (当該業務に関連する学術部門 は、業務説明書5の(3)①に示す技術部門 (学術部門)である。
III	専門技術力	業務執行技術力	過去10年間(前年度まで)の 当該業務部門の業務実績又は 実務経験(国営以外の農業農 村整備事業を含む)	2	当該業務部門の管理技術者としての業務実績、 又は当該業務部門の業務をマネジメントした実 務経験がある。		当該業務部門の担当技術者としての業務実績が ある。	0	当該業務部門の業務実績、実務経験がない。	当該業務部門とは、発注者が業務説明書等で示すAGRIS業務分類コ おける分類と同一の業務
			過去10年間(前年度まで)の 当該業務部門の業務の平均成 績(国営の農業農村整備事業 のみ)	2	当該業務部門の管理技術者として担当した業務 の平均成績が参加表明者の上位 1 / 2 グループ		当該業務部門の管理技術者として担当した業務 の平均成績が参加表明者の下位 1 / 2 グループ		当該業務部門の業務実績がない。	たない場合は、その全てを対象とする。(「最近の完了」とは、ス 参加表明書提出初日で重複を判断する。) 参加表明者のうち、C評価以外のものを対象に上位(下位)を ものとし、対象者数が奇数の場合にあってはグループ分した際の
			管理技術者としての成績が なく、担当技術者としての 成績がある場合(過去10年 間)		_		当該業務部門の担当技術者としての業務実績が ある。	-	_	は下位グループとする。(但し、中間の者が直上位の平均成績と同あった場合は上位グループとする。)・業務成績については、以下のとおりとする。(管理技術者の場合) 業務成績評定通知に示す(管理技術者「技術者評定点」)である。 (担当技術者の場合) 業務成績評定通知に示す「業務評定点」である。
			農業農村整備事業に関する継 続教育に対する取組状況	3	前年度に50CPD単位又は過去3年間に150CPD単位以上を取得		前年度に10〜49CPD単位又は過去3年間に30〜 49CPD単位以上を取得	0	A. Bに該当しない。	農業農村整備事業の継続教育に係る取り組みCPD単位のみを評析する。 「又は」の解釈 どちらかの条件(前年度、過去3年間)を満足していればよい。 前年度に緊急事態宣言が発動されたことによりCPD取得に影響が生 断される場合は、「過去3年間」を「緊急事態宣言が発動された4 過去3年間」と読み替えることができるものとする。
				1	【加算評価点】 技術士 (CPD認定) に認定されている。	<u>                                       </u>		-	-	上記の継続教育の取組においてA、B又はCにより加点されておった。農業農村工学会技術者継続教育機構において取得したCPDによ 士 (CPD認定) に認定されている場合は、上記に加算する。 評価対象とする技術部門は以下のとおり。 ・総合技術監理部門(農業一農業土木、農業一農村農村工学又は 部門に該当する技術部門の選択科目) ・農業部門(農業土木又は農業農村工学)
			過去5年間(前年度まで)の 表彰経験の有無	2	管理技術者として担当した業務の表彰経験(大 臣表彰、局長表彰)がある。	-	技術者表彰がある。 その他、参考となる表彰(担当技術者として担 当した業務の表彰経験含む)がある。		表彰経験がない。	表彰対象は、業務説明書等で記載 (例)業務表彰:大臣表彰、局長表彰 技術者表彰:農業農村工学会表彰 他 評価対象は当該業務部門に関連する表彰とし、業務表彰について 該業務部門とAGRIS業務分類の「大分類」を同じくする業務の表彰 る。
Į	専任性	専任性	1件当たり1千万円以上の管理技術者としての手持ち業務件数及び手持ち業務総額(国営以外も含む)	3	手持ち業務件数3件以内かつ契約総額5千万円 未満		手持ち業務件数9件以内かつ契約総額2億円未 菌で、Aに該当するものを除く	-2	A、Bに該当しない。	・既契約の工期末日と翌年度の4月1日で重複を判定 ・国庫債務負担行為に係る契約の場合は当該年度の支払限度額と3 (最終年度は契約額から支払済額を差し引いた金額とする。)

(選定の考え方) A、B、Cの評価点を合計し、最も評価点の高い者から業務内容に応じて、7位の者までを選定する。 なお、参加者が7者に満たない場合、又は7位までの者が7者を超える場合は、7位以内全ての者を選定する。

# 技術提案書特定基準【簡易公募型プロポーザル方式】

別添2

国営土地改良事業地区調査 角田丸森地区小田排水機場基本設計その他業務

,,,,,		四分八成物	基本設計その他業務				評 価					
評価対象	評価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳	評価点	А	評価点	В	評価点	С	評価点	D	備考
<技術	者評価>											
管理 技術者	資格要件	技術者登録	技術者資格、その専門分野	4	技術主 (総合技術監理部門 (農業 - 農な る技術部門 (農業 - 農な る技術部門 (農業 務に該当の る技術部門 (農業 科目)、農業部門(農業 大海部門の 選択科目)・博士 (当該業務に関連する学術部 門)	2	農業土木技術管理士	1	その他資格者(当該業務部門に限る)	選定しない	A、B、Cに該当しない	その他資格者の内駅()ビ*3ンサルテイングマネージャ (RCM): 農業土木)又はこれと同等の能力と経験を有する技術者 必当該業務門門に該当する技術部門(当該業務に関連する学術部門)とは、業務説明書5の(3)①に示す技術部門(学術部門)である。
	業務執行技術力	経験	過去10年間(前年度まで)の当該業務部門の業務実績又は実務経験(国 営以外の農業農村整備事業も含む)	3	当該業務部門の管理技術者として の業務実績、又は当該業務部門の 業務をマネジメントした実務経験 がある。	2	当該業務部門の担当技術者としての業務実績がある。	0	当該業務部門の業務実績、実務経験がない。	_	_	- 当該業務部門とは、発注者が業務説明書本文で示すAGRIS業務分類コード表における分類と同一の業務。
			過去10年間(前年度まで)の当該業 務部門の業務の平均成績(国営の農 業農村整備事業のみ)	4	当該業務部門の管理技術者として 担当した業務の平均成績が80点以 上	3	当該業務部門の管理技術者として担当した業務の平均成績が75点以上~80点未満	2	当該業務部門の管理技 術者として担当した業 務の平均成績が70点以 上~75点未満		術者として担当した業務の平均成績が70点未 満	(管理技術者の場合) 業務成績評定通知に示す(管理技術者「技術者評定点」) である。 (担当性紙書の場合)
			管理技術者としての成績がな く、担当技術者としての業務 成績がある場合(過去10年 間)	3	当該業務部門の担当技術者として 担当した業務の平均成績が80点以 上	2	当該業務部門の担当技術者として担 当した業務の平均成績が75点以上~ 80点未満	1	当該業務部門の担当技 術者として担当した業 務の平均成績が70点以 上~75点未満	0	当該業務部門の担当技 術者として担当した業 務の平均成績が70点未 満	、注三は附有の場合に表す「業務評定点」である。
		技術者継続教育に対する取組み	農業農村整備事業に関する継続教育 に対する取組み状況	3	前年度150CPD単位又は過去3年間に150CPD単位以上を取得	2	前年度に30~49CPD単位又は過去 3年間に90~149CPD単位を取得	1	前年度に10-29CPD単位又は過去3年間に30~89CPD単位を取得	0	A、B、Cに該当しな い	- 農業農村整備事業の継続教育に係る取り組みCPD単位のみを評価対象とする。 ・「又は」の解釈 どちらかの条件(前年度、過去3年間)を満足していればよい。 緊急事態宣言が発動された年において、活動に支障が生じた場合にあって は、継続的な支援実績の対象期間から除くことができるものとし、「過去3年 間」を「緊急態宣言が発動された年を除く過去3年間」と読み替えることが できるものとする。
				1	【加算評価点】 技術士 (CPD認定) に認定されて	いる。			1	_	-	上記の継続教育の取組においてA、B又はCにより加点されており、かつ、農業農村工学会技術者継続教育機構において取得したCPDにより、技術士(CPD認定)に認定されている場合は、上記に加算する。 評価対象とする技術部門は以下のとおり。 ・総合技術監理部門(農業―農業士木、農業―農村農村工学又は当該業務部門 に該当する技術部門の選択科目) ・農業部門(農業土木又は農業農村工学)
		過去の表彰経験	過去5年間(前年度まで)の表彰経 験の有無	2	管理技術者として担当した業務の 表彰経験 (大臣表彰、局長表彰) がある。	1	技術者表彰がある。 その他参考となる表彰(担当技術者 として担当した業務の表彰経験含 む)がある。	0	表彰経験がない	_	-	・表彰対象は、業務説明書本文で記載。 業務系彰: 農林水産大臣・農村振興局長・地方農政局長の表彰 技術者表彰: 農業農村工学・農業土木技術研究会、全国農村振興技術連盟の 表彰 腎価対象は、当該業務部門に関連する表彰とし、業務表彰については、当該業 務部門とAGRIS業務分類の「大分類」を同じくする業務の表彰を評価する。
	専任性	専任性	1件当たり1千万円以上の管理技術 者としての手持ち業務件数又は手持 ち業務総額(国営以外も含む)	3	手持ち業務件数3件以内かつ契約 総額5千万円未満	1	手持ち業務件数6件以内かつ契約総額1億円未満で、Aに該当するものを除く	0	手持ち業務件数9件以 内かつ契約総額2億円 未満で、A、Bに該当 するものを除く	-2	A、B、Cに該当しない	・既契約の工期末日と翌年度の4月1日で重複を判定 ・国庫債務負担行為に係る契約の場合は当該年度の支払限度額とする。(最終 年度は契約額から支払済額を差し引いた金額とする。)
照査 技術者	資格要件	技術者登録	技術者資格、その専門分野	3	技術士 (総合技術監理部門 (農業 - 農業 + 未不又は当該業 務に該当する技術部門の選土 科目)、農業部務に該当する 技術部門の選択科目)・博士 技術部門の選択科目の学術部 (当該業務に関連する学術部 門)	2	農業土木技術管理士	1	その他資格者(当該業務部門に限る)	選定しない	A、B、Cに該当しな い	その他資格者の内駅(シビルコッルテイングマネージャ(RCCM:農業土木)又は、これと同等の能力と経験を有する技術者 ※当該業務門門に該当する技術部門(当該業務に関連する学術部門)とは、業務設明書5の(3)②に示す技術部門(学術部門)である。

# 技術提案書特定基準【簡易公募型プロポーザル方式】

#### 国営土地改良事業地区調査

角田丸森地区小田排水機場基本設計その他業務

7,100/			8年設計での他未務					_						I
								評	価					
評価対象	評価項目	評価の着目点 評価の着目点内訳	評価の着目点内訳	評価点	A (特に優れている)	評価点	B (優れている)	評価点	C (普通)	評価点	D (やや劣る)	評価点	E (劣る)	備考
〈技術	<b>析提案書評</b>	価>												
	実施方針	解度	①農業農村整備事業及び角田丸森地 区 (旧角田二期地区) に対する理解 度 ②地域条件や排水条件など地域特性 の把握 の把握 度		特に的確に示されている	4	的確に示されている	3	普通である	2	やや劣る	0	劣る	
			①業務実施に当たっての前提条件、 留意点等の把握 ②検討内容、検討手法の的確性	10	特に的確に示されている	8	的確に示されている	6	普通である	3	やや劣る	0	劣る	
技術提案書		創意工夫	①新たな視点での解析・検討や ②VE・コスト縮減 ③環境との調和への配慮などの創意 エ夫	_	特に的確に示されている	4	的確に示されている	3	普通である	2	やや劣る	0	劣る	
	実施手順・ 体制	-	①業務実施上の課題の優先度に配慮 した実施手順 ②業務の目的、内容に見合った技術 者配置体制	10	特に的確に示されている	8	的確に示されている	6	普通である	3	やや劣る	0	劣る	
	特定テーマ		①地形、環境、地域特性などの与条件 供 2.技術的見地、類似実績からみた成 果の確実性		特に的確に示されている	15	的確に示されている	10	普通である	5	やや劣る	0	\$6	

<sup>(</sup>選定の考え方) 1 A、B、C、D、Eの評価点を合計し、最も評価点の高い者を特定する。 2 評価点合計が同点となった場合には、A評価の評価点合計が高い者を特定する。それでも同点の場合は、管理技術者の業務成績評定が高い者を特定する。

(様式1)

# 参加表明書

業務名称 ○○事業 ○○業務

標記業務の技術提案書に基づく選定の参加について関心がありますので、技術資料を提出します。

なお、業務説明書に掲げる入札参加に要求される資格要件を有することを誓約します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 東北農政局長 〇〇 〇〇 殿

> (提出者) 住 所 会 社 名 代 表 者 役職 氏名 電話番号 担 当 者 役職 氏名 メールアドレス

## 企業の有資格者登録の有無等

項目				
競争契約参加資格者登録	有(登録番号 〇〇〇)	無	手続中	

注1: 有の場合、登録番号を記載する。

注2: 参加資格申請中の場合は申請書類写しを提出する。

(様式3)

#### 有資格技術者数

資格の種類	部門等	所属技術者人数
(例)技術士	農業土木	OO名
(例)農業土木管理士		△△名

注1: 別に示す「参加表明者選定基準」に記載の「資格要件ー技術者資格」に該当する資格の種類に係る有資格者数を記載すること。(なお、AGRIS登録している事業者は、AGRIS登録内容と極力整合を取ること。)

(様式4)

# 企業の過去10年間の当該業務部門の業務実績及び成績

業務名	業務概要	発注機関	履行期間	評定点
AGRIS登録番号:				
				計 〇〇 件

平均評定点〇〇. 〇点

注1: 過去10年間とは、前年度より過去10カ年度とし、当該年度は含めない。

注2: 契約金額500万円以上の農業農村整備事業に関する業務とし、AGRIS未登録業務の場合は契約書の写し等業務内容(業務名、業務概要、発注機関、履行期間、請負者、契約金額)が確認できる資料を添付すること。

注3: 業務実績及び成績は、最近の完了順に国営の農業農村整備事業を優先し、10件まで記載する。

なお、国営の農業農村整備事業の業務実績及び成績が10件に満たない場合は、国営以外の農業農村整備事業を含め、 10件まで記載する。(本業務の公示日を含む年度の完了業務は、記載しないこと。)

注4: 評定点は、業務成績評定点とし、国営のみを記入する。

注5: 当該業務部門とは、業務説明書等で示す業務である。なお、業務概要には当該業務部門に合致する事項を簡潔に記載する。

注6: 成果の確実性のうち、過去10年間の業務実績や業務成績を評価する。

# 重大な設計等のミスの発覚等による契約不適合の有無

項目	有	無
当該年度を含め、過去3年間の業務で納品後における重大な設計等のミスの発覚等により、設計等のやり直し又は成果物の手直しがあったか。	該当あり	・ 該当なし

注1: 該当項目に〇を付けること。

注2: 該当ありの場合は確認できる資料を添付すること。

(様式6)

## 企業の地域貢献活動への支援(管内における過去3年間)

正不02名类似归纳 00人版(EFFICION)000公0平间/											
優良工事(業務)表彰における地域貢献活動の経歴											
表彰名	表彰年月	業務ス	スはテーマ名	内容	備考						
地域活動に対する取	組み状況										
年月日	場所		地域活動の内容								

- 注1: 過去3年間とは、前年度より過去3ヶ年度とし、当該年度は含めない。
- 注2: 地域活動に対する取組み状況は、東北農政局管内における農地・農業用水等の資源保全、農村環境保全、住民参加型 直営施工、耕作放棄地解消活動、農村地域防災活動等に対して企業としての継続的な支援実績又は災害協定に基づく活 動実績について記載する。
- 注3: 「地域活動に対する取組み状況」は、地域活動の内容毎に、市町村や協議会・団体からの参加表明、参加者名簿等を添付すること。
- 注4: 継続的な支援実績とは、年1回以上の地域貢献活動を連続した2カ年以上にわたり継続的に実施していることをいう。
- 注5:緊急事態宣言が発動された年において、活動に支障が生じた場合にあっては、継続的な支援実績の対象期間から除くことができるものとし、「過去3ヶ年の地域貢献活動の支援」を「緊急事態宣言が発動された年度を除く過去3ヶ年の地域貢献活動の支援」と読み替えることができるものとする。

(様式7)

#### 企業の災害対応活動実績(過去3年間)

災害対応活動への取組状況											
期間	場所	災害対応活動の内容	備	考							

- 注1: 過去3年間とは、前年度より過去3年間とし、当該年度は含めない。
- 注2: 災害対応活動への取組状況は、国(地方農政局等)との間に締結した土地改良施設等に係る災害協定に基づく要請に基づき実施した災害対応活動実績又は被災自治体からの要請を受け、国から団体等に対して行った協力依頼に基づき実施した災害対応活動実績について記載する。
- 注3: 国(地方農政局等)との間に締結した土地改良施設等に係る災害協定に基づく要請に基づき実施した災害対応活動実績については、災害対応活動の内容が確認できる資料(国からの要請文書等の写し、国から要請された団体等の会員であることを示す会員名簿等の写し、活動内容を証明する契約書の写し)を添付すること。
- 注4: 業務執行能力(災害等の不測の事態にあっても要請に応じられる「企業としての業務管理運営能力」)について評価する。
- 注5:国から団体等に対して行った協力依頼に基づき実施多災害対応活動実績については業務名も記載すること。(例: 災害設計書作成(○○○○業務))

## 業務実施体制【再委託等について記載】

分担業務及び再委託等の内容	備考

注1: 当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその 理由を記述するとともに、再委託又は協力先が明らかな場合は、企業名等を記載すること。

(様式9)

# ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

- 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等
  - ○「えるぼし1段階目」の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「えるぼし2段階目」の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「えるぼし3段階目」の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「プラチナえるぼし」の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が 100 人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

- 2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定
  - ○「くるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「トライくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「プラチナくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

- 3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定
  - ○ユースエール認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

- 注1 1~3の全項目について、該当するものに○を付けること。
- 注2 それぞれ、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・ 変更届(都道府県労働局の受領印付)の写し)を添付すること。
- 注3 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規 定する同要綱の対象となる外国法人の場合は、それぞれ、該当することを証明する書類(内 閣府男女共同参画局長による認定等確認通知書の写し)を添付すること。

# 予定管理技術者の経歴等

<b>一</b>	生年月日							
所属・役職								
〇所有技術者資格(資	〇所有技術者資格(資格の種類、部門(選択科目)、登録番号、取得年月日)							
○過去10年間の当該	業務部門の管理技術者又に 業務部門の管理技術者又に	               	の業務宝績及びは	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
管理技術者・		5三当 文 門 省 こ し こ	07未初天順及UNA					
(該当する方に丸を付ける) 合計〇〇件 、平均成績点 〇〇. 〇点								
業務名	業務概要	発注機関	履行期間	評定点				
AGRIS登録番号:								
AGRIS登録番号:								
AGRIS登録番号:								
〇過去10年間の当該	業務部門の業務をマネジン	ソトした実務経験	(注4)					
業務名	業務概要	発注機関	実施年度	監督に おける立場 (総括/主任)				
AGRIS登録番号:								
農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組み状況(注8) 前年度取得単位 CPD(単位を証明する資料の写しを添付すること) 過去3年度取得単位 CPD(単位を証明する資料の写しを添付すること) 技術士(CPD認定)に認定されている。(□移行措置による認定) 【該当(別添認知書、取得証明書参照)・該当しない】								
<u>〇手持ち業務の状況(令和〇〇年〇〇月〇〇日現在)</u> 合計 〇〇件 〇〇. 〇百万円								
業務名	発注機関	履行期間	契約金	額				
AGRIS登録番号:								
AGRIS登録番号:								
AGRIS登録番号:								
	AURIS登録番号:   È1: 過去10年間とは、前年度より過去10カ年度とし、当該年度は含めない。 È2: 「所有技術者資格」が確認できる証明書の写し等を添付すること。なお、「所有技術者資格」によらず、大学卒18年(短大・							

- 注2:「所有技術者資格」が確認できる証明書の写し等を添付すること。なお、「所有技術者資格」によらず、大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上の経験をもった者が従事する予定の場合は、これを証明する相当年毎の業務実績記録(任意様式)を添付すること。博士の場合は、学位、専攻が確認できる修了証明書等の資料を提出すること。
- 注3: 業務実績及び成績は、契約金額500万円以上の農業農村整備事業に関する業務とし、AGRIS未登録業務の場合は契約書の写し等業務内容(業務名、業務概要、発注機関及び請負者、履行期間、契約金額)が確認できる資料を添付すること。 管理技術者としての業務実績がない場合は、過去10年間の同種又は当該業務部門の担当技術者としての業務実績及び成績を記載すること。

業務実績及び成績は、最近の完了順に国営の農業農村整備事業を優先し、5件まで記載すること。

なお、国営の農業農村整備事業の業務実績及び成績が5件に満たない場合は、国営以外の農業農村整備事業を含め、5件まで記載すること。(本業務の公示日を含む年度の完了業務は、記載しないこと。)

- 注4: 実務経験は、契約金額500万円以上の農業農村整備事業に関する業務とし、AGRIS未登録業務の場合は契約書の写し等業務内容(業務名、業務概要、発注機関及び請負者、履行期間、契約金額)が確認できる資料の他、監督職員の任命通知書等、業務における自身の立場が確認できる資料を添付すること。(本業務の公示日を含む年度の完了業務は、記載しないこと。)
- 注5: 当該業務部門とは、業務説明書等で示す。AGRIS業務分類(コード)表における分類と同一の業務。
- 注6: 「手持ち業務の状況」は、国営及び国営以外の農業農村整備事業、その他公共機関の受注業務であり、管理技術者として 従事している契約金額が1千万円以上の業務を記載すること。なお、国庫債務負担行為に係る契約の場合は当該年度の支 払限度額(最終年度は契約額から支払済額を差し引いた金額)を「手持ち業務」とするのでこれを契約金額欄に記載し、契約 額全体を同欄上段に括弧書きで記載のうえ、当該年度支払限度額等の分かる資料を添付すること。

なお、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」(元予第 2210 号大臣官房参事官(経理)通知。)に基づき一時中止等を行ったことにより翌年度の4月1日に完了していない業務については手持ち業務量とは数えないものとするが、対象の是非は発注者において判断するため、これらの業務を含め全ての手持ち業務を記載すること。

- 注7: プロポーザル方式による業務で予定管理技術者として特定された未契約の業務は、手持ち業務の対象としないので留意すること。
- 注8: 農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組み状況では、単位取得を証明する資料の写しを添付すること。(農業 農村整備事業以外の継続教育については、評価しないので注意すること。) 上半期(4月~9月) に間に公示する業 務については「前年度」を「前々年度」とする。また、「過去3年間」とは、「前年度からの過去3年間」である。前 年度に緊急事態宣言が発動されたことによりCPD取得に影響が生じたと判断される場合は、「過去3年間」を「緊 急事態宣言が発動された年度を除く過去3年間」に読み替えることができる。
- 注9:農業農村工学会技術者継続教育機構において取得したCPDにより、技術士 (CPD認定) の認定要件を満たしていることを確認するため、技術士 (CPD認定) の申請年度より過去5年分のCPD取得証明書を添付すること。また、移行措置により技術士 (CPD認定) に認定されている場合は、移行措置による認定に☑を入れ、申請年度より過去2年度分を添付すること。なお、技術士 (CPD認定) の認定申請をした年度と認定された年度が違う場合には、申請した年度がわかる資料を添付すること。

注10: 技術者資格及び業務執行技術力の各項目、専任性について評価する。

(様式11)

#### 予定管理技術者の表彰経歴(過去5年間)

表彰の経歴(業務表彰、技術者表彰)						
表彰名	表彰年月	業務又はテーマ名	内容	備考		
				管理技術者 (又は担当 技術者)		

- 注1: 過去5年間とは、前年度より過去5年間とし、当該年度は含めない。
- 注2: 表彰の経歴には、当該業務部門に該当する業務等にかかる表彰を記載する。

(当該業務部門とは、発注者が業務説明書で示す業務。)なお、表彰対象については、業務説明書を参照すること。

- 注3: 内容欄は簡潔にまとめること。
- 注4: 備考には、業務表彰である場合は発注機関、履行期間、評定点、AGRIS登録番号(未登録の場合は未記載)を、技術者表彰である場合は、所管団体名を記載する。
- 注5: 業務執行技術力のうち、過去5年間の表彰経験の有無について評価する。
- 注6: 予定管理技術者の表彰経験が確認できる資料(表彰状の写し等)を添付すること。

# 予定照査技術者の所有資格

所属・役職

所有技術者資格(資格の種類、部門(選択科目)、登録番号、取得年月日)

注1:予定照査技術者の「所有技術者資格」が確認できる証明書の写し等を添付すること。博士の場合は、学位、専攻が 確認できる修了証明書等の資料を提出すること。

(様式13)

# 参加表明者総括表

参加表明者総括表は「別添3-② 様式13 参加表明申請書 総括資料」に記入し、ファイル形式 (Microsoft Excel) にて参加表明書提出時に提出する。

- 〇電子入札の場合 <u>電子入札システムにより電送する。</u>
- 〇紙入札の場合 紙に印刷した物にあわせてCD-Rに納めて提出場所に提出する。

備考

評価 評定点

【申請者記入欄】

申請内容

参加表明者選定基準【簡易公募型プロポーザル方式】

国営土地改良事業地区調査 角田丸森地区小田排水機場基本設計その他業務



評価 評定点 備考 参加表 明書 様式 2 受付番号 技術士 10名 農業土木技術管理 士7名 RCCM 10名 技術士 5名 農業土木技術管理 士3名 参加表明書 様式3 様式3 と整合 様式4 と整合 記載不 要(発 支付報 注音報 で記載 しま す。) 77.45点 74.50点 該当しない 警当しない H30.7 〇〇用水路 草刈り作業(〇〇 県〇〇市) R1.8 〇〇用水路 清揚活動(〇〇県 〇〇町) H30「優良工事等表彰」における地域 貢献活動の表彰実 義有り 参加表 明書 様式 6 様式 6 と整合 国との災害協定に 基づく災害活動実 様式7 と整合 С 参加表 明書 様式8 主たる業務の再委 様式 8 と整合 再委託無し 様式 9 と整合

<記載例2> △△測量数計会社 OO支店

申請内容

**<記載例1>** ΔΔコンサルタンツ OO支店

評価 評定点

申請内容

参加表明者漢定基準【簡易公募型プロポーザル方式】

国営土地改良事業地区調査 角田丸森地区小田排水機場基本設計その他業務 〈予定管理技術者評価〉

> 評価項目 評価の着 目点 評価の着目点内訳 В その他資格者の内訳(シビルコンサルテインヴマネージャー(RCCM:農業土木)又はこれと同等の能力と経験を有する技術者 基 技術士(総合技術監理部門(農業土木又は当該業務に該当する技術部門の選択科目)、農業土木又は当該業務に該当する技術部門の選択科目)、農業土大以は当該業務に関連する学術部門) 資格要件 技術者資 技術者資格、専門分野の内容 故 農業土木技術管理士、その他資 格者(当該業務部門に限る) 選 「選」 A、Bに該当しない 在級を有する技術を ※当該業務部門に該当する技術部門(当該業務に関連する学術部門)とは、業務説明書 5 の (3) ()に示す技術部門(学術部門)である。 専門技術 技術力 東務執行 技術力 業務部門の業務実績、実務経験 (国営以外の農業農村整備事業を また) 2 当該業務部門の管理技術者としての業別 実績、又は当該業務部門の業務をマネジ メントした実務経験がある。 0 当該業務部門の業務実績、実務 経験がない。 の業務 一の業務 当該業務部門の担当技術者としての業務実績がある。 過去10年間(前年度まで)の当該 業務部門の業務の平均成績(国営 の農業農村整備事業のみ) 2 当該業務部門の管理技術者として担当した業務の平均成績が参加表明者の上位・ / 2 グループ 当該業務部門の管理技術者として担当した業務の平均成績が参加表明者の下位1/2グループ 当該業務部門の業務実績が 評価における件数は、最近の完了順に5件までとする。なお、5件に満たない場合は、 の全てを対象とする。(「最近の完了」とは、本業務の参加表明書提出初日で重複を判 その全てを対象とする。 (「数立の元」」とは、本来ない罗ルなの国際以いかし、三弦とい 断する。) ・参加表明者のうち。 C評価以外のものを対象に上位(下位)を決定するものとし、対象 者数が奇数の場合にあってはグループ分した際の中間の名は下位グループとする。 (但 し、中間の者が直上位の平均成績と回点であった場合は上位グループとする。) ・実務成績については、以下のとおりとする。 (管理技術者の場合) (信理技術者の場合) (他当技術者の場合) 素務成績評定遇知に示す「業務評定点」である。 素務成績評定遇知に示す「業務評定点」である。 管理技術者としての成績がな く、担当技術者としての成績が ある場合(過去10年間) 当該業務部門の担当技術者とし ての業務実績がある。 前年度に10~49CPD単位又は過 去3年間に30~149CPD単位以上 を取得 展業展村整備事業に関する継続教育に対する取組状況 3 前年度に50CPD単位又は過去3年間に 150CPD単位以上を取得 農業農村整備事業の継続教育に係る取り組みCPD単位のみを評価対象とする。 「又は、勿解釈 どちらかの条件(前年底、過去3年間)を満足していればよい。 前年度に緊急事態宣言が発動されたことによりCPD取得に影響が生じたと判断される場合 は、「過去3年間」と「緊急事態宣言が発動された年を除く過去3年間」と読み替えるこ とができるものとする。 上記の継続教育の取組においてA、B又はCにより加点されており、かつ、農業農村工学 会技術者継続教育機構において取得したCPDにより、技術士(CPD認定)に認定されている 場合は、上記に加算する。 財務団対象とする技術部門は以下のとおり。 ・総合技術監理部門(農業・農業土木、農業・農村農村工学又は当該業務部門に該当する 技術配列の製料を目) 1 【加算評価点】 技術士 (CPD認定) に認定されている。 技術部門の選択科目) ・農業部門 (農業土木又は農業農村工学) 表彰対象は、業務説明書等で記載 (例) 業務素彰: 大臣表彰。局長表彰 技術者表彰: 農業農村工学会表彰 他 評価対象に当該業務部門に遭する表彰とし、業務表彰については、当該業務部門と AGRIC業務分類の「大分類」を同じくする業務の表彰を評価する。 技術者表彰がある。 その他、参考となる表彰(担当 技術者として担当した業務の表 彰経験含む)がある。 過去5年間(前年度まで)の表彰 2 管理技術者として担当した業務の表彰経 経験の有無 表彰経験がない。 1件当たり1千万円以上の管理技 術者としての手持ち業務件数及び 手持ち業務総額(国営以外も含 ・既契約の工期末日と翌年度の4月1日で重複を判定 - 国庫債務負担行為に係る契約の場合は当該年度の支払限度額とする。(最終年度は契約 額から支払済額を差し引いた金額とする。) 手持ち業務件数9件以内かつ契 約総額2億円未満で、Aに該当 するものを除く 専任性 -2 A、Bに該当しない

小針 16 点 (最高) 合計 29.5 点 (最高)

申請内容	評価	評点	申請内容	評価	評点	備考	申請内容	評価	評点	備考
農林 太郎 技術士(農業:農 東土木)技術士 (総合整理:土質 基礎)	A	3	農林 次郎 農業土木技術管理 士	В	1	参加表 明書 様式10				様式10 と整合
7件	A	2	1件	В	1	参加表 明書 様式10				様式10 と整合
76.55点	配載(者を表生では、)	配敷・金属・金属・金属・金属・金属・金属・金属・金属・金属・金属・金属・金属・金属・	74.00点	記載(着側載でしま)	記載(着観載)でしまり	参加表 明書 様式10		配載(者の報)では、)	記載できませます。	様式10 と整合
前年度 53CPD 過去3年間 127CPD	<b>A</b>	3	前年度 38CPD 過去3年間 90CPD	В	1	参加表明書 様式10				様式10 と整合
計当	<b>A</b>	1	験当しない	С	0	参加表 明書 様式10				様式10 と整合
〇〇島政局長賞〇 〇設計業務	<b>A</b>	2	なし	С	0	参加表 明書 様式11				様式11 と整合
2件 24.5百万円		3	5件 123.4百万円	В	1	様式10 と整合				様式10 と整合
小計		14	小計		4		小計		0	
合計		25. 5	合計		12		合計		0	

(選定の考え方)

(ス万) A、B、Cの評価点を合計し、最も評価点の多い者から業務内容に応じて、7位の者までを選定する。 なお、参加者が7者に満たない場合、又は7位までの者が7者を超える場合は、7位以内全ての者を選定する。

# 資本関係又は人的関係に関する申告書

支出負担行為担当官 東北農政局長

00 00 殿

住所 商号又は名称株式会社 代表者役職氏名

業務名 OOOO事業 OOOO業務

令和〇年〇月〇日付けで公示のありました標記業務に係る参加表明書及び技術提案書の提出に際し、 業務説明書5 (2) に掲げる資本関係又は人的関係にある者について、下記のとおり申告します。

なお、当該関係者が本業務の参加表明書及び技術提案書を提出した場合、当該業務の参加表明書及び 技術提案書が無効となることについての異議申立てを行わないことを誓約します。

訂

# 1 業務説明書5(2)①のア及びイに掲げる資本関係にある他の入札参加資格者

受付番号※(2)	商号又は名称	資本的関係
000000	(株) 〇〇〇〇	子会社の関係
000000	0000 (株)	子会社の関係
000000	〇〇〇〇(株)	子会社の関係

### 2 業務説明書5(2)②のア、イ及びウに掲げる人的関係にある他の入札参加資格者

役職及び氏名		兼任先	
投戦及び以右	受付番号※(2)	商号又は名称	人的関係
執行役員 〇〇〇〇	000000	(株) 0000	代表取締役
執行役員 〇〇〇〇	000000	0000 (株)	取締役
執行役員 〇〇〇〇	000000	0000 (株)	取締役

#### ※記載にあたっての留意事項

- (1) 記入欄が不足する場合は、適宜、欄を追加すること。
- (2) 受付番号欄には、令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格確認通知書の「受付番号」を 記載すること。申請中の場合は、「申請中」と記入すること。
- (3)該当がない場合は、「なし」と記入すること。
- (4) 記載事項の真偽を確認するため、会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 第 121 条に規定する株主名 簿 (写)、その他関係資料の提出を求めることがある。
- (5) 上記に掲げる関係者が本業務の入札に参加した場合には、当該業務の参加表明書及び技術提案書は無効とする。また、このことにかかる異議申立ては、一切受け付けない。

(様式1)

# 技 術 提 案 書

業務名称 〇〇事業 〇〇業務

標記業務について、技術提案書を提出します。なお、提出する技術資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 東北農政局長 〇〇 〇〇 殿

(提出者)住 所電話番号メールアドレス会 社 名代 表 者氏 名

#### 配置予定技術者の経歴等

①予定管理技術者							
まりがな 生年月日							
所属・役職							
所有技術者資格(資格の種類、部門(選択科目)、登録番号、取得年月日)							
農業農村整備事業に関する継続教育に対する取り組み状況 前年度取得単位 〇〇CPD (別添取得証明書参照)							
過去3年度取得単位 OOCPD ( " )							
技術士(CPD)	認定)に認定され	れている。	(□移行措置に	よる認定)			
				<b>【</b> 、取得証明書参	診照)・該当しない】		
過去5年間の表彰経歴(業務表彰、技術者表彰等)							
表彰名	表彰年月	業務又	はテーマ名	内容	備考		
手持ち業務の状	況(令和 年	月	日現在)	合計 〇〇件	- 〇〇百万円		
業	務名		発注機関	履行期間	契約金額		
AGRIS登録番号:							
AGRIS登録番号:							
②予定照査技術者							
生年月日 生年月日							
所属・役職							
所有技術者資格	(資格の種類、	部門(選	尺科目)、登録都	番号、取得年月	目)		

注1: 過去5年間又は10年間とは、前年度より過去5か年度又は10か年度とし、当該年度は含めない。

注2: 当該業務部門とは、業務説明書等で示す。AGRIS業務分類(コード)表における分類と同一の業務。

注3: 表彰の経歴には、当該業務部門に関連する表彰を記載する。

(当該業務部門とは、発注者が業務説明書等で示す AGRIS 業務分類コード表における分類と同一の業務) 内容欄は簡潔にまとめ、備考には、業務表彰である場合は発注機関、履行期間、評定点を、技術者表彰である 場合は所管団体名を記載する。

なお、表彰経歴が参加表明時から変更ない場合は、経歴を証明する資料の添付は不要。

注4: 手持ち業務とは、国営及び国営以外の農業農村整備事業、その他公共機関の受注業務を含み、管理技術者として従事 している契約金額が1千万円以上の業務。なお、国庫債務負担行為に係る契約の場合は当該年度の支払限度額(最終年度は契約額から支払済額を差し引いた金額)を「手持ち業務」とするのでこれを契約金額欄に記載し、契約額全体を同欄上段に括弧書きで記載のうえ、当該年度支払限度額等の分かる資料を添付すること。

なお、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」(元予第 2210 号大臣官房参事官(経理)通知。)に基づき一時中止等を行ったことにより翌年度の4月1日に完了していない業務については手持ち業務量とは数えないものとするが、対象の是非は発注者において判断するため、これらの業務を含め全ての手持ち業務を記載すること。

- 注5: プロポーザル方式による業務で予定管理技術者として特定された未契約の業務は手持ち業務の対象としないので、留意すること。
- 注6: CPD取得における「過去3年間」とは、「前年度からの過去3年間」である。前年度に緊急事態宣言が発動されたことによりCPD取得に影響が生じたと判断される場合は、「過去3年間」を「緊急事態宣言が発動された年度を除く過去3年間」に読み替えることができる。
- 注7:農業農村工学会技術者継続教育機構において取得した CPD により、技術士 (CPD 認定) の認定要件を満たしていることを確認するため、技術士 (CPD 認定) の申請年度より過去5年分の CPD 取得証明書を添付すること。また、移行措置により技術士 (CPD 認定) に認定されている場合は、移行措置による認定に☑を入れ、申請年度より過去2年度分を添付すること。なお、技術士 (CPD 認定) の認定申請をした年度と認定された年度が違う場合には、申請した年度がわかる資料を添付すること。
- 注8: 予定管理技術者の経歴等が参加表明時から変更がない場合は、経歴を証明する資料の添付は不要。
- 注9: 本様式においては、管理技術者及び照査技術者の「資格要件」、「業務執行技術力」における各項目及び「専 任性」を評価する。

(様式3)

### 業務の実施方針

#### (評価の着目点)

- 〇「事業目的・業務内容の理解度」を評価する。
  - ・農業農村整備事業及び角田丸森地区(旧角田二期地区)に対する理解度、地域条件や排水条件など地域特性の把握、業務の目的・内容等に対する理解度
- 〇「提案内容の的確性」を評価する。
  - ・事業実施に当たっての前提条件、留意点等の把握及び検討内容、検討手法の的確性
- 〇「創意工夫」を評価する。
  - ・新たな視点での解析・検討、VE・コストの縮減、環境との調和への配慮などの創意工夫
- 〇「実施手順・体制」を評価する。
  - ・業務実施上の課題の優先度に配慮した実施手順、業務の目的・内容に見合った技術者配置体制

#### (業務工程表)

検討項目			業務工程			備考
	月	月	月	月	月	
1. 準備計画						
2. 現地調査						
3. 〇〇の検討						
4. 〇〇の設計						
5. 〇〇の施工						
計画作成						
6.報告書作成						
7.業務打合せ						

# (技術者配置体制表)

	所属・役職	保有資格	担当する分担業務の内容	備考
管理技術者				
照査技術者				
担当技術者	(1)			
	(2)			
	(3)			

注1:A4判2枚に記載する。

A 4 判 2 枚を超える場合は全て評価しない。なお、表や図、イラスト等を説明補助的に入れることは、この 範囲内であれば可能。

注2:表や図、イラスト等を除き、本文のフォントサイズは10P以上とする。

注3:本様式には提出者が容易に類推される情報(社名及び技術者名)を記載しないこと。

注4:業務工程表の検討項目は業務の内容及び作業項目に応じて適宜設定すること。

注5:技術者配置体制表の記載に当たっては、以下に留意すること。

- ・保有資格には、資格の種類、部門(選択科目)を記載すること。
- ・担当技術者は、想定される分野ごとに代表技術者を1名ずつ最大3名まで記載する。
- ・備考欄には担当する分担業務の内容に関連する経歴等、評価の参考となる情報を記載することができる。
- ・担当技術者その他の技術者が技術提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、備考欄に「再委託等協力者」である旨を記載すること。

注6:本様式においては、「実施方針」及び「実施手順・体制」を評価する。

# 特定テーマに対する技術提案

(様式4)

	宇定テーマ1:	0000C	00000	Э
--	---------	-------	-------	---

注1:1テーマにつきA4判1枚に記載する。

A 4 判 1 枚を超える場合は全て評価しない。なお、表や図、イラスト等を説明補助的に入れることは、この範囲内であれば可能。

注2:表や図、イラスト等を除き、本文のフォントサイズは10P以上とする。

注3:本様式には提出者が容易に類推される情報(社名及び技術者名)を記載しないこと。

注4:本様式においては、「特定テーマ」を評価する。

参考見積 (様式 5)

注1:様式は特に定めないが、A4判1頁に記載する。

注2:参考見積は、積算の際の参考にのみ用いるものである。

注3:積算に必要な業務における検討項目ごとの歩掛等について記載する。

注4:外注予定の作業項目がある場合は明記すること。

# 提出辞退届

業務の名称 〇〇事業

○○業務

標記業務の技術提案書について、提出要請を受けましたが、都合により辞退します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 東北農政局長 〇〇 〇〇 殿

提出者

# (別添6)

支出負担行為担当官 東北農政局長 〇〇 〇〇 殿

> 提出日: 令和〇年〇〇月〇〇日 会社名: 〇〇コンサルタント(株) 電話: 〇〇〇一〇〇〇一〇〇〇〇

担当者名:

# 〇〇事業 〇〇業務 質問・回答書

番号	質 問 事 項	回答	備 考
1			
2			
3			
4			
5			

※質問が5問以上で行数が足りない場合は、適宜追加のこと。また、行の幅は適宜広げてかまわない。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 東北農政局長 〇〇 〇〇 殿

住 所:

商号又は名称:○○○○株式会社

代 表 者:代表取締役

00 00

電子契約システム対象業務における紙契約方式への変更承諾願について

貴所発注の〇〇〇〇〇〇〇〇事業〇〇〇〇業務について、電子契約システムを利用しての契約手続きができないため、紙契約方式への変更を承諾されたく申請します。